



北谷町告示第102号

住居表示の実施について

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第3項の規定に基づき、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

令和4年8月15日

北谷町長 渡久地 政志



- 1 住居表示実施区域 桑江一丁目、伊平一丁目、伊平二丁目
- 2 住居表示実施期日 令和4年10月1日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号 別図のとおり

【別図】

